

第49回 地方分権改革有識者会議
第134回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

開催日時：令和4年7月4日（月）14：00～15：51

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、市川晃議員、木野隆之議員、小早川光郎議員、勢一智子議員、三木正夫議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋専門部会長、伊藤正次構成員、磯部哲構成員、大橋洋一構成員、小早川光郎構成員、勢一智子構成員

（小早川光郎構成員及び勢一智子構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕田和宏内閣府事務次官、井上裕之内閣府審議官、加藤主税内閣府地方分権改革推進室長、細田大造内閣府地方分権改革推進室参事官、木村宗敬内閣府地方分権改革推進室参事官

議 題：

- （1）令和4年の提案募集方式に係る今後の検討の進め方について
（「計画策定等」に関するもの以外）
- （2）令和4年の提案募集方式に係る今後の検討の進め方等について
（「計画策定等」関係）
- （3）その他

（神野座長） それでは、定刻でございますので、第49回「地方分権改革有識者会議」と第134回「提案募集検討専門部会」の合同会議を開催したいと存じます。

本日は、大変お忙しい中、しかも、ややお湿りがあって涼んでおりますけれども、お暑い中、万障を繰り合わせて御参集くださいます、ありがとうございます。伏して御礼を申し上げる次第でございます。

本日は、有識者会議の後藤議員、谷口議員、湯崎議員、提案募集検討専門部会の野村構成員は、所用のため御欠席との御連絡を頂戴いたしております。

始めに、田和内閣府事務次官から御挨拶をいただく予定でございますが、いずれ御臨席いただいたときに御挨拶を頂戴したいと思います。

まず、事務局で人事異動があったとのことでございますので、それにつきまして事務局から簡単に御紹介していただければと思います。

よろしく申し上げます。

（加藤室長） このたびの異動で地方分権改革推進室長を拝命いたしました、加藤でございます。1年ほど前まで総括参事官をやっておりましたが、またお世話になることになりました。これから、議員、構成員の皆様方、この提案の取扱いにつきまして、大変お

世話になると思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(細田参事官) このたびの人事異動で総括参事官を拝命いたしました、細田でございます。これまで計画策定の見直し関係の参事官をさせていただいておりました。引き続き、御指導賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

田和事務次官に御臨席いただいておりますので、冒頭の御挨拶を頂戴できればと思います。

よろしくお願いいたします。

(田和内閣府事務次官) 事務次官の田和でございます。

少し遅れて到着いたしまして、大変申し訳ございませんでした。

私どもで、今回、骨太方針に地方分権改革の今後の進め方を含めてしっかり書き込むことができたと思っておりますので、今後、会議で議論していただいて、成果が出るように、我々も貢献していきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

(神野座長) どうもありがとうございました。

議事に先立ちまして、最初に、配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

(細田参事官) 参事官の細田でございます。

私から、配付資料の確認をさせていただきます。

今回の配付資料でございますけれども、お手元に、議事次第、出席者、名簿に続きまして、資料1～11、参考資料1～3になっております。お手元を繰っていただければと思います。資料1は、分権一括法の概要でございます。資料2は、地方からの提案募集に係るスケジュール。資料3は、地方からの提案と検討区分別の状況。資料4は、地方からの提案の特徴となっております。資料5は、表裏のものでございますが、地方からの提案状況。資料6は、重点事項の考え方とその区分案。資料7は、9ページのものでございますが、「重点事項について①」としまして計画策定等以外の案件についてでございます。資料8-1～資料8-3が、今ほど次官からお話がございました、6月7日に閣議決定されましたいわゆる骨太の方針に記載されました計画策定関係の抜粋関係資料でございます。資料9は、20ページ物でございますが、「重点事項について②」としまして、計画策定等関係の案件についてまとめたものでございます。資料10は、4ページ物でございますが、提案募集方式により実現された制度改正等の活用状況に係る調査について。資料11は、平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況でございます。

参考資料でございます。参考資料1が、分権一括法成立に当たって、全国知事会、全国市長会、全国町村会からいただいた御意見。

参考資料2が、令和4年の地方からの提案。

参考資料3が、スケジュールでございます。

不足の点、また、乱丁等がございましたら、お申し出いただければと存じます。

私からは、以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に、事務局から報告事項がございますので、これも事務局のほうでお願いいたします。

(細田参事官) 続きまして、お手元の資料1と参考資料1を御覧いただけますでしょうか。このほど国会で成立しました第12次地方分権一括法の概要でございます。これは、前回、2月の会議で説明させていただいた内容と同様でございます。おかげさまで国会におきまして全会一致をもって成立したことの報告でございます。

私からは、以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。

お手元の議事次第をお開けいただければと思います。本日、「その他」を含めて議事を3つ用意しております。第1番目の議事と第2番目の議事は令和4年度の提案募集方式に関わる今後の検討の進め方についてございますが、計画策定等とそれ以外で分けてございますので、計3つの議事を準備させていただいております。

第1番目の議事でございますが、「令和4年の提案募集方式に係る今後の検討の進め方について」として、まず、計画策定等に関するもの以外についての審議をお願いしたいと考えております。それに先立って、事務局から、資料2～7及び参考資料2・3について御説明いただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

(細田参事官) それでは、お手元の資料2を御覧いただきたいと思います。提案募集に係るスケジュールでございますが、これも、前回、2月の会議におきましてお示しした内容と同様でございます。中ほどに本日7月4日の予定が書かれておりますが、この会議が書いてございまして、今後、ヒアリングを経て関係府省と調整過程に入って、年末の方針の決定に向けて調整してまいりたいというものでございます。

続きまして、資料3を御覧いただけますでしょうか。こちらが令和4年の提案の概況でございます。令和4年の提案総数は、一番上でございますとおり、全体で291件となっております。昨年は220件でございましたので、71件増加しております。地方公共団体にコロナ対応等で大変御多忙の中で御提案いただいたところでございますが、令和元年が301件でございましたので、おおむねコロナ前の水準にまで回復したと受け止めているところでございます。この291件のうち、下のほう、色つきの部分でございますけれども、私ども内閣府と関係府省との間で調整を行う提案、実際に調整対象にするものが、235件となっております。このうち、提案募集検討専門部会で調査審議を行っていただきます、いわゆる重点事項でございますが、68事項、このうち、書いておりませんが、計画策定等関係が50事項となっております。右側に昨年の数値を載せておりますけれども、増加しておりますものは、計画関係の提案を重点募集テーマにしましたところ、

提案自体が昨年に比べまして2倍強に増えてきていることと併せまして、今回、次官からもお話がございましたように、骨太の方針に計画策定等の見直しに関する原則が明記されたことを踏まえまして、この計画策定等関係については、原則として重点事項と位置付けていただければと考えていることによるものでございます。また、項目数が多いということもございますので、今後のヒアリング等の進め方については、提案募集検討専門部会の高橋部会長にも御相談させていただきながら進めさせていただければと考えているところでございます。

続きまして、資料4を御覧いただけますでしょうか。こちらの一番上に、丸が5つございます。先ほど申し述べましたように、提案総数は昨年より大幅に増加しているということでございます。2つ目の丸が、今年も共同提案を推奨させていただきましたところ、全体の半数以上ということで、定着しつつあると考えているところでございます。新規の市区町村からの御提案を64団体からいただいております。提案の区分としましては、医療・福祉の分野が86件と最多になっております。その数も、昨年から24件増加しております。今回重点募集テーマとして設定させていただきました計画策定等に関する提案が68件、昨年の33件から2倍以上になっております。また、デジタルに関する提案も51件と大幅に増加しているところでございます。

資料5を御覧いただけますでしょうか。担当府省庁別では、厚生労働省が96件で最多との状況に変わりはありません。また、こちらの裏を御覧いただきますと、共同提案を種別で整理したものでございます。御覧いただければと思います。

次に、資料6を御覧いただけますでしょうか。重点事項の考え方とその区分案をお示ししております。1番でございますが、今回重点募集テーマとしておりますデジタルの活用に関する提案として、6事項。2番目が、子供を産み育てやすい社会の実現として、3事項。3番目が、社会保障制度の基盤強化として、4事項。4番目が、その他行政手続の効率化として、5事項。一番下に分けておりますが、5としまして、これも重点募集テーマといたしました計画策定等に関する見直しとして、50事項をリストアップさせていただいております。

続きまして、資料7を御覧いただけますでしょうか。リストアップした事項のうち計画策定等以外の事項につきまして、ここから少しお時間をいただきまして御説明させていただきますと存じます。

1番でございます。現在、都道府県が不動産取得税を課税するために必要な固定資産評価額と建築年月日の情報を市町村が固定資産ごとに抽出して都道府県に通知しているわけでございますけれども、地方税法の改正によりまして登記所から都道府県へ直接通知されることとなる不動産の登記情報については、市町村の負担軽減のために、登記所が保有する固定資産評価額及び登記事項である建築年月日の情報を追加するようにしてほしいといった御提案でございます。

2番でございます。住基ネットの利用事務として、新たに所有者不明土地の利用の円

滑化等のための土地所有者探索事務や森林法に基づく林地台帳作成・更新事務などを追加してほしいといった御提案でございます。

めくっていただきまして、3番でございます。デジタル庁が開発・構築を進めている国家資格等情報連携・活用システムの対象資格に、調理師、通訳案内士、クリーニング関連等の5つの資格等を追加するとともに、既に対象になっている管理栄養士等の免許の手續について、オンラインで行われた場合には都道府県の経由事務を廃止してほしいといった御提案でございます。

4番でございます。障害者の方々がどの程度の支援を必要とするかを評価するための区分認定調査につきまして、現在は対面を原則としているところでございますが、コロナ禍の特例として可能とされているオンライン実施を、へき地や遠隔地の居住者が対象であることや医師・看護師の同席といった一定の要件の下で、恒久的に可能にしてほしいといった御提案でございます。

続きまして、3ページの5番でございます。生活保護法の介護扶助を行う介護機関につきまして、介護保険法上の指定や取消しが行われた場合には、生活保護法上も同様の措置を受けたものとみなされていますけれども、現在対象とされている機関の名称変更等についても同様の取扱いにしてほしいといった御提案でございます。

6番でございます。自然災害等によって経営の安定に支障が生じている中小企業者について、一般の保証限度額とは別枠での融資を保証するいわゆるセーフティネット保証制度を利用するに当たりまして、市区町村長による認定以外にも商工会議所や商工会による認定だけでもよいようにしてほしい、また、一連の手續をオンライン化してほしいという御提案でございます。

次に、4ページの7番でございます。認定こども園に係る認可等の権限を指定都市が有していることから、認可・認定に係る都道府県との事前協議の廃止や、変更が生じた場合の届出事項について指定都市が条例で定めることができるようにしてほしい等の御提案でございます。

8番です。児童手当の支給について、現在、公務員は所属長が、公務員以外は、居住地、住所地の市町村長が行っているところでございますけれども、公務員が退職等をした場合の申請先の変更等によりまして不支給等の支障が生じているといったことでございまして、公務員についても、居住地、住所地の市町村長がこれを一緒に支給することができるようにしてほしいという御提案でございます。

5ページを御覧ください。9番は、フォローアップ案件、継続でございます。放課後児童クラブの従事者の資格と員数につきまして、3年前の分権一括法によって従うべき基準の参酌化が図られておりますけれども、附則に規定された3年後見直しを今年行うに当たりまして、検討状況の把握をするものでございます。

10番でございます。居宅での要支援者に対してケアプランを作成する介護予防支援事業者の指定対象を、地域包括支援センターの設置者に限らず、介護予防支援事業を行う

事業者にも対象範囲を広げてほしいといった御提案でございます。

6 ページを御覧ください。11番でございます。国民健康保険や後期高齢者医療制度における高額介護合算療養費の支給申請につきまして、毎年対象者が申請を行うこととなっているわけですが、実態としましては保険者から勧奨通知を送っているなどの負担が生じているということでございまして、被保険者からの初回の申請をもってそれ以降はその都度の申請によらずとも継続支給を可能としてほしいといった御提案でございます。

12番でございます。中山間地域等における訪問介護でございますけれども、介護事業所から利用者宅が遠いことから、介護報酬上の訪問介護労働者の移動時間等の考え方を明確化してほしいあるいは見直しをしてほしいといった御提案でございます。

7 ページの13番でございます。国民健康保険の被保険者が生活保護受給者となる場合には世帯主から市区町村に資格の喪失の届出が必要とされているところでございますけれども、申請者が申請を失念してしまうケースがあるようでございます。国民健康保険税の払戻手続の事務負担が生じているということでございまして、生活保護の受給開始を市区町村が公簿等により確認できるときは届出を不要とするよう見直しをしてほしいといった御提案でございます。

14番でございます。マイナンバーカード本体やカードに搭載されている電子証明書の更新等に当たって、市区町村の窓口にも一度も行かずに委託事業者による本人確認を含めた申請受付を可能としたり、オンラインやコンビニエンスストアの端末での手続を可能とするよう見直しをしてほしいという御提案でございます。

8 ページを御覧ください。15番でございます。現在、建築主事は資格者検定に合格して国土交通大臣の登録を受けた者でなければならないということでございますけれども、この受検時までには実務経験を求めている要件を見直して、資格登録までには実務経験を積んでいけばよいとしてほしいという御提案でございます。

16番でございます。大規模小売店舗の設置者または小売業者が法人である場合に、代表者氏名に変更があるたびに都道府県に届け出なければならないわけですが、複数店舗を展開している場合、全ての店舗での手続が必要になっておりまして、負担が生じているということでございます。代表者氏名変更に係る届出を廃止してほしいといった御提案でございます。

9 ページの17番でございます。地方公共団体の会計年度任用職員の勤勉手当につきまして、国の非常勤職員と同様に支給するようしてほしいといった御提案でございます。

最後、18番です。不特定多数の人が自転車を共同利用するための貸出・返却拠点であるシェアサイクルポートの都市公園法上の設置の可否が不明確ということでございまして、都市公園法における公園施設として位置付けることで迅速な設置ができるようにしてほしいといった御提案でございます。

長くなりまして恐縮でございますが、私からは以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

事務局から、議題1につきまして計画策定等以外の重点事項に焦点を当てながら御説明を頂戴いたしました。

それでは、ただいまいただきました御説明につきまして、皆様方から御審議を頂戴したいと思います。御意見、御質問がございましたら、御発言をお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

市川議員、申し訳ありませんが、口火を切っていただければ。

(市川議員) 市川でございます。

計画に対する議論はこれからということで、それ以外の内容ですけれども、ここに書かれている内容は、重複している業務が各自治体にいろいろあるというところをどのように整備するかという点が多かったような気がします。デジタル化の話も出ていますが、業務の効率化の意味でも、デジタルを使って効率化を図れるもので、現場サイドからどんどん意見を出してきたものは、監督官庁をはじめ、皆さんで積極的に自らの改善をすることが必要と感じました。

少し細かい話になるのですが、大規模小売店舗で複数店舗があって代表者の異動があった場合は代表者の氏名変更について全店舗で届出をやらなければいけないというところで、建築士法等に基づき登録をしている法人の代表者が異動になったら全部申請し直すということもあり、民間も手続が大変なところがあります。法の趣旨も含めて、こういう登録で外に表示したりするときに個人名がどこまで必要かどうかということですね。確実に法人名は明確に出ていますし、特に登録番号など各法人を明確に区別する番号とかはあります。それらが変われば当然登録が必要ということになるのでしょうけれども、代表者が代わるたびに代表者名を変更することが本当にどこまで必要なのか、正直、私も疑問に思ったことがありましたので、この点は改善できないかと感じました。

17番、会計年度任用職員に対する勤勉手当について、同一労働同一賃金という考え方に立った場合に、会計年度任用職員とそうでない方に仕事の差がないのであれば、民間でも同一労働同一賃金がどんどん進んでいっていますから、この辺についてもしっかりと議論すべきではないかと。

細かいことで申し訳ないのですが、申し上げます。

(神野座長) どうもありがとうございます。有益なコメント、御指摘を頂戴したと思います。

ほかはいかがでございましょうか。

まず、三木議員に御発言いただいた後、御指名させていただきます。

(三木議員) 先に失礼いたします。市長会の代表で来ております、須坂市長の三木です。

今の計画策定等以外での関係ですけれども、よくまとめていただいていることと、それぞれの提案がほとんど複数団体から提案されていること、課題が複数であることは、

非常に重要なことであると思います。

今、市川議員がおっしゃいましたように、現場の声を受けての提案ですので、これは非常に重要だと思っております。よく現場主義と言われておりますけれども、大変申し訳ないのですが、なかなか現場のことを知っていただく機会がないものですから、こういう形で、分権で提案いただいたものを現場の声としてやっていただければと思います。

例えば、13ページの13番なのですけれども、生活保護の受給開始に伴う国民健康保険の資格喪失に係る届出を不要とするということで、世帯主が出すことになっているのですけれども、実際に大変な状況にある住民の人が自分で手続を取るということは、手続のこと自体を知らない人が多いですし、こういう形で社会的に大変な方についてはできるだけ行政で手続をしていくことが大事ではないかと思えます。

今、番号を申し上げられなくて恐縮なのですが、商工会議所なり商工会で証明したらどうかという話もあったのですけれども、私どもの市の場合も実際は商工会議所のほうが事業者の内容をよく分かっている例があります。そういう面で、商工会議所なり商工会で認定をすることも大事だと思っております。小さな市町村に行きますと、お互いに顔の見える関係なもので、この事業者がどういう事業者であるかということは分かりますので、そういう面で、今回の提案についてもそういう目線で取り組んでいただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

(神野座長) ありがとうございます。

お待たせいたしました。木野議員、お願いできますか。

(木野議員) 全国町村会から参加させていただいています、輪之内町長、木野といいます。よろしくお願いします。

まず、資料1～7についての説明をありがとうございました。神野座長、高橋部会長の御尽力に感謝いたしたいと思えます。これから地方から寄せられた提案の実現に向けて議論が本格化するということだと思えます。皆さんのお力添えをいただきたいと思っております。よろしくお願いします。

資料を見てみますと、提案数が前年対比で30%ほど増えております。令和元年の数に比肩するような数字になっておるようです。本当に関係の皆様の方々の地方分権改革の裾野拡大の取組だということで受け止めております。

重点事項につきましては、資料6にお示しのとおりで、当方としては異論がないものと考えております。重点募集テーマでありますデジタルの活用や計画策定等に加えて、子供を産み育てやすい社会の実現や社会保障制度の基盤強化、いずれも重要なテーマでありますので、支障の解消というよりも、このテーマについてより良いサービスの実現ができるという方向でやっていただけるとうれしいなと思っております。重点事項となっていない提案事項も含めて、提案事項全般にわたって目配りをいただけるとうれしいと思っております。

感想も含めて申し上げましたが、どうかよろしく願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。有益な御発言を頂戴いたしました。

この段階で、事務局から特にコメントはありますか。いいですか。

引き続き、いかがでございましょうか。

勢一議員、何かあれば、お願いできますか。

(勢一議員) ありがとうございます。勢一です。

まず、今年度、これだけたくさんの提案をお寄せいただいた地方公共団体の方々に御礼を申し上げたいと思います。また、それを受け止めて対応して下さった分権室の事務局の皆様にも重ねて御礼を申し上げたいと思います。確かに、コロナもあって大変な中で、これだけの数、しかも重要な提案をたくさんいただいたことは、身が引き締まる思いです。

この後、計画策定もありますけれども、既に御指摘がありましたように、まさに現場からの声、しかも複数団体から共通の提案がたくさん出ているというところは、そうしたニーズをしっかりと制度の側が受け止めて対応しなければいけない局面にあることを語っていると思いますので、提案の実現はもちろんですけれども、それを通した制度のあるべき姿を見据えながら議論をさせていただければと思います。

新しいニーズも、特にコロナの後で、出てきていると思います。シェアサイクルポートの提案もありましたけれども、これまで制度が想定していなかったようなニーズも出てきていると思いますので、そうしたものへの対応を制度がどのように受け止めていくかということ意識しながら議論していきたいと思います。

(神野座長) どうもありがとうございました。

引き続き、伊藤構成員、お願いできますか。

(伊藤構成員) ありがとうございます。

計画策定等以外で、今年も非常に重要な提案がたくさん寄せられていると思います。しかも、もちろん重点テーマということで選んだということもあると思いますけれども、先ほど御指摘があったとおり、ほとんどが複数の共同提案で、地方公共団体の問題・関心はかなり一定のテーマに収束しているなと思いました。デジタル化あるいは業務の見直しは非常に関心が高いと思いますので、これが実現できるように、今年の提案募集検討専門部会での議論、ヒアリング等でも、実現を目指していきたいと考えております。

他方、権限移譲の提案については、今年度、重点募集テーマの中では具体的には見えないのですけれども、これは必ずしも悪いことではない、権限移譲についてはある程度方向性が確定している部分があることの表れかもしれないということですが、ただ、非合理的部分、非効率な事務の執行が問題視されていますので、きちんと対応してまいりたいと思います。

(神野座長) どうもありがとうございました。

オンラインで御参加の小早川座長代理、御発言いただければと思います。

(小早川座長代理) 全体として、皆様の御指摘のとおり、コロナ禍にもかかわらず、件数はしっかりした数が出ていること、また、御説明を伺っていても「なるほど、これは何とかしたほうがいいよな」というものが非常に多いという印象を持っております。この制度、提案募集方式について、都道府県はもちろん、市町村にも、相当程度、言わば信頼を持っていただいて、これは使えば使えるんだなという実感を広く持っていただいている結果と考えておりますので、大変結構なことだと思っております。一般的な感想は、そういうことです。

個別にということで、1つだけ感じたことを申しますと、8番、児童手当の支給に関する事務が公務員の場合と公務員以外の場合で分かれていて、公務員については所属長、それ以外の言わば一般国民については市町村長が行うということでは、私も、国家公務員等から民間に転職したときに、児童手当ではないですが、ほかのことでも似たようなことがあったのです。サービスを受ける側からすれば、これは言ってみれば全く合理性のないことで、恐らくは社会保障関係の現行法システムの所管が中央で分かれているという中央政府側の事情で、末端で必要のない煩雑さが生じているということだと思っております。こういう問題が出てきたということは大変注目すべきだと思っております。その反面、考えてみると、なかなか実現は簡単ではないのかなとも思うのですけれども、こういう提案が出てきたということで、今回、できるだけ中身の深いところまで議論して方向性が出せればと思っております、これは何とかしたいという感じを持ったということをお知らせしておきます。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

大橋構成員、御発言いただければと思います。

(大橋部会長代理) 今年のテーマ全体を拝見しまして、デジタル関係が中心に来ていることは非常に関心があるところで、コロナを経験して、本当にデジタルを使うことによっていろいろな負担が軽減できるということを身にしみて感じているところですので、それを進めることが大事ということと、内閣府がデジタルについては非常に力を入れているので、その一環としてこちらでも仕事をするということなのですけれども、こちらで作業するに当たって、全体としてのデジタル庁が新しくできて、そちらでデジタル化の進展具合がどうなっているのかという情報も少しいただいて、この問題はそういう流れの中でこういう提案募集をやっているんだという意識で作業したほうが多分いいのかなという感じを持っています。そういう調整を取った形でやるのが大事かなという気持ちを持っております。

分野別には、医療と福祉の分野が多いことと、今回の重点テーマとして計画とデジタルということが、ちょうど縦と横の関係になっているような気がします。つまり、医療・福祉は、非常に人手が要る、人手が足りないところで、それは行政もそうなので、そういうところの負担を軽減してあげるということで行政手続の改革が必要になりますし、

他方で、そのサービスを受ける方はハンディキャップがあったり社会的に弱い立場にあったりという方で、必ずしもそういう申請手続等に詳しくない方であることを考えますと、そこを支援する上でデジタルの恩恵を借りてそこを軽くしてあげることは非常に大事なことだと思います。このデジタルの問題を考える場合においても、そういう領域的な特殊性も考えながら対応に当たっていくことが必要なのかなと。

今日、説明を詳細にいただきまして、その中で、私が今年仕事をさせていただく上で心構えとしては、そういう点に気をつけて進めていきたいと考えております。

以上、感想です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

磯部議員、お仕事があるということでございますので。

(磯部構成員) 磯部です。ありがとうございます。

先生方のおっしゃることに付け加えること何もない気がいたします。公務員の児童手当のところのように、本当に何でそうなっているんだろうかと改めて合理性が問われるようなものもあって、でも、大体、こういうものは、御説明を伺うと、こういう経緯でこうなっているのですということになりがちなのですが、実際、本当にそれをいつまでも続けるのがよいのかどうか、改めて行政の在り方自体を問い直すようなつもりでやっていきたいと感じました。

今、大橋先生が触れられたように、コロナで特例的に認めたやり方は、過疎の地域の利便性であったり、また、サービスの内容などを考慮して、ぜひ恒久的に進めていただきたいというものもあります。そういうこれまでの行政の在り方自体をコロナを契機に見直す、そのためにこの提案募集を活かしていくというつもりでぜひ臨んでいきたいと考えております。

抽象的な感想ばかりですが、以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

最後に、高橋部会長、何か御発言は。

(高橋部会長) 後でお願いします。

(神野座長) どうもありがとうございました。

議員、構成員の皆様方に、一わたり御意見を頂戴いたしました。大変貴重で有益なコメントをいただきましたが、いずれも今後有効に進めていくためのアドバイス等々に関わるものが多かったと思っております。したがって、重点事項に関する異論はなかったと考えますので、計画策定等に関するもの以外の重点事項につきましては、御提案いただきました案のとおりさせていただきたいと考えております。そうさせていただいてよろしいでしょうか。

(首肯する議員あり)

それでは、そのようにさせていただきたいと思っております。

第2の議事でございます。令和4年の提案募集に関する今後の検討の進め方ですが、

こちらは計画策定等に関するものでございます。

これについては、事務局、木村参事官から、資料8及び資料9に基づいて御説明いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

(木村参事官) 参事官の木村でございます。よろしく御願い申し上げます。

資料8-1を御覧ください。事務次官からお話し申し上げましたが、去る6月7日に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2022」いわゆる「骨太の方針」に計画策定関係について記載されましたので、御報告させていただきます。ここに掲げましたように、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、計画等の内容や手続は各団体の判断に委ねること等の原則が明記されております。こうした内容は、勢一座長をはじめ、計画策定等に関するワーキンググループの構成員の皆様に御尽力いただき、本年2月に開催されました本有識者会議においてお取りまとめいただいた御提言の中でお示しいただいた基本原則を踏まえたものでございまして、このたび、政府針として閣議決定されたものでございます。

次に資料8-2と資料8-3を御覧ください。全国知事会、指定都市市長会から、骨太の方針への掲載を高く評価する旨の意見が表明されております。

次に、資料9を御覧ください。令和4年の地方からの提案のうち、計画策定関係をまとめたものでございます。

計画策定等につきましては、2年連続で重点募集テーマに掲げたところ、今回、68件の御提案がございました。先ほど述べましたとおり、このたび、骨太の方針に計画策定等の見直しに関する基本原則が明記されたことなどを踏まえ、原則として、重点事項として取り扱うこととしております。それらを大きく5つの区分で整理させていただいております。廃止を求めるもの、他の計画と一体化または代替すべきことを求めるもの、認定や協議など策定等に係る手続について見直しを求めるもの、記載事項について見直しを求めるもの、期間設定について見直しを求めるものがございます。

次に、主な提案を御説明させていただきます。なお、計画策定関係の重点事項については、論点がおおむね共通あるいは既に出ているものでございますので、個別には論点を付しておりません。代わりに、昨年の提案募集の際の提案に係る検討の視点の例を、右下のページ、16ページ以降に参考としてつけております。

右下のページ、2ページを御覧ください。まず、3つ目の21番は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県の計画について、安全及び健康の確保に必要な取組に地域ごとの差異が少なく、国が策定している計画で十分ということで、廃止を求めるものでございます。

3ページを御覧ください。22番、総合保養地域整備基本構想について、現在、多くの構想が休止状態にあることから、これを廃止する際の手続の簡素化を求めるものでございます。

23番は、地震防災緊急事業五箇年計画について、国土強靱化地域計画と重複する趣旨・

内容が多いとして、一体化や策定手続の簡素化を求めるものでございます。

4 ページを御覧ください。26番は、公共施設等総合管理計画について、地方公共団体に一律の見直しを求めるのではなく、地域の実情により適切と考える時期に見直しを行うことができるよう求めるもの等でございます。

5 ページを御覧ください。29番、国土利用計画法に基づく土地利用基本計画について、都市計画法や森林法など個別法に基づく調整が行われていることから、都道府県の土地利用基本計画の策定義務の廃止等を求めるものでございます。

30番は、日本語教育の推進に関する地方公共団体の基本的な方針について、根拠法で地域の実情に応じた日本語教育を推進することが地方公共団体の責務とされていることから、方針の策定まで求める必要はないとして、廃止等を求めるものでございます。

6 ページを御覧ください。34番は、地方スポーツ推進計画について、努力義務ではあるものの、策定状況が公表されることで実質的に策定が義務付けとなっていることから、この廃止を求めるものでございます。

7 ページを御覧ください。37番、新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画について、軽微な変更の場合には有識者への意見聴取を省略可能とすることなどを求めるものでございます。

39番は、都道府県等食品衛生監視指導計画について、毎年度策定するものであるところ、計画策定期間の見直し等を求めるものでございます。

8 ページを御覧ください。40番、公立大学法人について、設立団体が毎年度行っている評価と大学法人が毎年度策定している年度計画を国立大学法人の制度改正と同様に廃止することを求めるものでございます。

43番は、空き家対策総合支援事業の実施に当たっては、空家等対策計画と空き家対策総合実施計画の策定が必要となるが、両計画には重複する内容が多いことから、いずれかの計画の廃止等を求めるものでございます。

9 ページを御覧ください。45番は、農用地利用配分計画等について、現に権利設定を受けている者については、再度の権利の設定を受けようとする場合の認可要件の緩和や添付書類の削減を求めるものでございます。

46番は、工業団地造成事業に関する都市計画に定める宅地の利用計画の記載内容の弾力化を求めるとともに、軽微な変更の場合には大臣認可を不要とすることなどを求めるものでございます。

1 ページ飛んで、11ページをお願いいたします。52番は、市町村における交通安全計画について、都道府県と共通の内容が多くあるなどとして、廃止を求めるものでございます。

12ページを御覧ください。55番は、市町村における耐震改修促進計画を廃止し、同計画の策定を社会資本整備総合交付金の要件とせず、社会資本総合整備計画のみを交付金の申請要件とすることを求めるものでございます。

56番は、マンション管理組合が作成するマンション管理計画を自治体が認定するに当たっては、自治体におけるマンション管理適正化推進計画の策定の有無にかかわらず、自治体が行うことができるようにすることを求めるものでございます。

13ページをお願いします。60番は、文化財保存活用地域計画について、文化庁長官の認定を受けるための資料作成等の手続の簡素化等を求めるものでございます。

14ページを御覧ください。62番、令和元年に成立、令和3年9月に施行された学校教育の情報化の推進に関する法律により、市町村において策定が努力義務とされている学校教育情報化推進計画について、既に市町村において策定している教育振興基本計画と目的や内容が重複していることから、廃止し、また、今後、財政措置の前提条件としないことを求めるものでございます。

63番は、公共施設の個別施設計画について、補助金の要件とされていることから、それに伴った計画の策定・変更が必要となり、地方の負担となっているため、当該計画を補助金支給の前提条件としないことを求めるものでございます。

65番は、義務教育諸学校の施設整備計画を、個別施設の長寿命化計画等があれば、交付金の支給要件として足りることを求めるものでございます。

15ページをお願いします。67番は、都道府県において策定が義務付けられている医療計画について、既に策定している他の関係計画との統廃合や一体的策定を可能とすることを求めるものでございます。

ただいま申し上げたような項目の中から、今後、提案団体からのヒアリングを実施させていただくとともに、各府省からの1次回答を踏まえて、各府省ヒアリングの実施をお願いしたいと考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました計画策定等に係る重点事項に関しまして御意見を頂戴したいと思っておりますが、いかがでございましょうか。御意見、御質問、どなたからでも結構です。よろしいでしょうか。

(市川議員) 全体的に、こんなにもいろいろ細かい計画がたくさんあるのだなということをもた改めて認識しました。なぜかと考えてみたのですけれども、要は、予算の執行あるいは交付金の給付等について、結構細かい法律に基づいてなされているなど。例えば、日本語教育のように何かをやるためにはそれを支える何かの法律ができて、そのお金を出すためには、それに基づく計画なり何らかの根拠を要求するという仕組みの中で、細かな法律に対してそれぞれの計画あるいは根拠を要求するということがあるのかなと思います。趣旨というものがあれば、日本語教育の例を考えると、これは大きな主旨としてあるわけですから、その趣旨さえ明確にすれば、そのやり方等については地方自治体に任せるといった基本的な考え方が必要ではないかと。ただ、それをどのように実行されているかを知らうとすれば、むしろ計画ではなくて内容の報告やPDCAがちゃんと回

っているかどうかということを議論することが大切で、計画をつくってお金を出したらそれで終わりということではない。もちろんPDCAもやられていると思うのですが、これを読んで、計画をつくる、そして、予算を配賦するというところに、どうも重きが置かれ過ぎているのではないかという感じがしました。

(神野座長) ありがとうございます。

事務局から、始まりはいろいろとあるのですが、特に地方公共団体が作成する計画がなぜこれほど出てきたのかということについて、コメントはありますか。

(加藤室長) 私のほうから。

正鵠を射ているかどうか分からないのですが、市川議員がおっしゃいましたように、自治体がやるものについて事前にある程度目通しをしたいとか、これでいけるんだということはある程度見通した上でやってもらいたい、あるいは、それに対してお金で後押しをしたいという発想が府省庁は強いのだと思います。確実にやってもらおうという意識が強いという面があるのだと思うので、変な方向に行かないように、ある程度事前に見たいと。チェックとまで言えるかどうかというところはあるのですが、事前にそういうルートを引きたいということなのだと思います。こういう分権の時代になってまいりましたし、それなりに地方も責任感を持っていろいろな行政を展開している中においては、内容にもよるとは思うのですが、事後的なものに改めていくといえますか、そういう方向性に切り換えていく必要があるのだろうと思っておりますが、伝統的にそういうものがございまして、みんな、新しい事象が出てきてそれを追いかけるということで、増えてきているのではないかと考えております。その辺は、今御指摘のような形での仕切りといえますか、そのような形に切り換えていくことができればと感じているところでございます。

(神野座長) ありがとうございます。

ほかはいかがでございましょうか。どうぞ。

(三木議員) 須坂市長の三木です。

今、市川議員がおっしゃったことはすごくよく分かるのですが、計画をつくれれば住民はやってくれると思っているのですよね。だから、計画倒れなのですよね。計画をつくった後のPDCAを活かしているかということ、そこまではなかなかやらないのですよね。たまたま日経の「私の履歴書」を読みましたら、住友林業の最高顧問の矢野さんのお話があって、矢野さんがおっしゃっていたことは「自利利他公私一如」という言葉だけなのです。それで住友林業さんがこういう形で伸びてきたということで、いろいろな計画とかがあったとしても、それよりもっと大事なことは本質的な経営理念ではないかと思うのです。それさえあれば、変なことはしないのです。

もう一つ、行政は、予算主義で、決算主義ではないのです。予算を残すこと自体が悪いという考え方があるものですから、私はそういう意識を変えていかないとこれからの時代は厳しいと思っているのです。賢い支出をすべきだと思っていますので、そう

いう面では、計画倒れになってしまうような計画をつくるのではなく、本当に大事なことは、ポイントだけ、要項なり、そういう考え方だけを示していけば、それで良いと思うのですね。

これを見ますと、スポーツ計画とか、読書プランとか、そういうものは、計画をつくるよりも、家庭でスポーツをしようとか、読書をしようという生活習慣としての運動の方がよほど大切だと思うものですから、日頃、そんなことを感じています。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

木野議員、どうぞ。

(木野議員) 少し感想も含めてということですが、計画策定の在り方については、改革の基本方針の中に明記されたという意味を重く受け止めています。地方の自立性確保といったことで、今までのやり方が多くの問題点をはらんでいるという認識が深まっているのだろうと私自身も受け止めています。計画策定等に係る支障や求められる改善については、全国町村会で幾つかの町村に照会しております。その中の主なものとしては、求められる計画によっては、自分たちの総合計画などの上位計画との整合性がなかなか取りづらい、全体の計画を体系的に整理して個別計画の乱立を防ぐことはできないだろうかということ、もう一つ、担当レベルではそう思っていると思うのですが、見直しサイクルが非常に短くて実効性のある見直しがなかなかしづらいといった意見が寄せられています。

そういう意味で、まだ各府省庁の委員会や審議会の答申等を見ていますと、推進計画の策定や〇〇計画が必要だろうということがまだ散見されるケースがありますので、こういう計画の整合性を取るとか、整理するとかという意味では、問題意識が共有されるにはまだ不足しているのかなという感じを受けています。そういう意味では、計画策定に対する提案を原則として重点事項に位置付けて関係省庁に見直しを求めることで、法律制度の中で計画策定を一般的に義務付け・枠付けをすることは地方分権とは相入れないのではないかという共通理解が着実に築かれていくよう、再度お願いしたいと思っています。非常にこれからの期待しております。

以上であります。

(神野座長) 高橋部会長からは、今のことでコメントはいいですか。

(高橋部会長) ただいまの話に関してのみ、感想めいた話を申し上げたいと思います。

計画の義務付け等がこのように増えてきたことは、地方分権が進んだことの一つの逆効果といえますか、反作用みたいなところがあると思います。昔ですと、中央省庁が地方公共団体にいろいろと指示すれば自動的に物事が進んだのですが、今はそういう時代ではなくて、大人の関係になりました。そこで、地方公共団体の行政をグリッパしたいという目的の下に、計画をつくってもらって、それを見ながら計画通りに実施されているか否かチェックする。そのようなグリッパの仕組みは、割合と効率的なやり方として

国が多用してきたのではないか。そこで、その弊害を看過して、この手法に安易に頼り過ぎていくという現状が顕著に現れてきたのではないかとということが1点です。

もう一つは、常々議論しているのですが、議員立法についてです。見えないところに光を当てるために議員立法を新しく制定する。そこには必ず計画を策定して着実に政策を実施してもらいたいとの意識が働いているのだと思うのです。当初の光を当てているというところには大きな意味があったのだと思いますが、時間が経過してきて、施策が定着してきたときに、今までどおり、当初の意図どおりに、計画の義務付け等を継続する必要があるのかどうかということについて、この点は議員立法については難しいのですけれども、何か考えていただくということも、長期的には取り組むべき課題かと思っています。この辺はぜひ計画ワーキングでその辺の取り組み方も議論していただきたい。構造的なものがあると思いますので、その構造的なところを取り除く努力が必要なのではないかと思っています。

以上です。全体の話については、また後で。

(神野座長) 木野議員、どうもありがとうございました。

どうぞ。

(小早川座長代理) 小早川です。

木野議員が最後に言われたように、地方分権の本当の趣旨に関する共通理解が基本的にまだ十分煮詰まっていないというか、浸透していないというか、そこが問題だと言われたことに私も全く同感であります。具体的なことのいろいろな問題はあるのですけれども、基本は何かということで、そこから申し上げたいと思います。基本の基本は、少なくともどういうやり方で自治体が自らの事務を処理するかということは、原則としては自由にそれぞれの自治体が考えてやるべきことだろう、その原則がまずは大事ではないかということです。これは法定受託事務であってもそうなのですから、特に自治事務とされたものについては、やり方、手順を考えることそのものを自治的にやるということが原則だろうと思います。それにもかかわらず、国の側から、全国一律のこういうやり方をやってほしいとか、こういうポイントは必ず政策に盛り込めとか、そういう口出しをすることは、それが本当に必要なのであれば、必要最小限のものとして、法令の根拠、厳密には法律の根拠に基づいて、それを自治体に義務付けるということになるのだろうと思うのです。その場合に本当に必要最小限の口出しにとどまっているのかどうかということは、その立法のプロセスでしっかりとチェックしなければいけない話だろうと思います。

今回の項目について、要領のよい御説明を伺っていて感じたことなのですが、その際に、最小限かどうかということに関しては幾つかの切り口があるかと思ったのです。1つは、計画策定に関する法的な義務付けなり、法的な義務付けでないにしても財政措置の裏付けを持った事実上の強力な誘導なり、そういうものが複数あって、それが重複していたり、手続的にもっと簡素化できるものを無用の手続負担を課していたりするよう

な、そういう、合理的に考えれば当然に整理すべきもの、これがまず一つはあるだろうと思うのですね。そういうものは、1つずつ個別に整理していくということをしっかりとやらないといけない。

もう一つは、典型的には、計画内容についての軽微な変更に関して届出や協議が求められる、軽微なものなのに手続的に過大なコストがかかる、という話ですね。まるっきり届出が不必要だということは言いにくいかもしれないけれども、結局のところ、コストベネフィットの問題というか、それほどの手続を要求するだけのメリットが本当にあるのか、それだけの必要性があるのかという話ですね。あるいは、比例原則の問題と言ったほうがいいかもしれないし、目的と手段の均衡の問題と言ってもいいかもしれません。その辺の健全なバランス感覚が必要なのではないかと。いつも言われているし、私も繰り返し言っていることですが、各府省庁は、善意で、これはしっかりとやってほしいということで、ある一定の負担を求める、それが、何十、何百と重なっていくと、全体としての負担の総量が大きくなってしまって、自治体の行政リソースがそこに消費される、消尽されてしまうことになるのだと思うので、全体としての総量削減という観点が必要なのではないかと。ということが一つです。

もう一つは、今回の計画策定に関する見直しの対象として、法令による義務付けだけでなく、財政措置とリンクされていて事実上強い誘導になっている、あるいは、任意だと言いながら策定しない団体については公表するということで事実上の強制の仕組みがつくられてしまっているというようなものがあります。任意であってやりたくなければやらなくてもいいのですよ、でも、財政措置はしませんよというのは、やり方として、言ってみれば、汚いですね。本当にそれを求めたいのなら、最初に言いましたように、法令に基づいて、きちんと、本当に必要なものを義務付けるということ、本来あるべき手続を踏んで決めてもらわなければいけないはずだと思います。特に、財政措置との関連ということになりますと、第1次分権改革のときから、補助金関係や地方財政システムに関わる問題が分権のテーマから外されてきたのですが、今回、この計画策定に関する検討では、一部、ある意味では、そこに手が及ぶようになっているわけです。国と地方のもともとの税源配分など地方財政システムの根幹そのものの問題はあるのですが、現在そこが偏っていることを利用して、それを手段にして、法令で義務付けられていないものを事実上強制するということが、国家の活動の仕方として真っ当ではないと思っております。

基本的な原理的なところを踏まえて、一つ一つの問題に対処していく姿勢が必要なのではないかと。思っております。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。有益な御指摘を頂戴いたしまして、感謝する次第でございます。

勢一議員、あれば、御発言を頂戴します。

(勢一議員) ありがとうございます。勢一です。

今回、私は計画策定のワーキングに携わっておりましたので、このような形で骨太の方針に計画策定の基本原則を盛り込んでいただけたことは非常にありがたいことだと思っています。ここで原則が示されたことで、国側が計画制度を設計する上で、さらに、地方公共団体が計画制度を運用する上で、これが共通理解にこれからなっていくところ、ある意味、スタート地点だと思っています。こうした視点にかなう制度改善のアイデアをいただいたものが今回の提案だと思っていますので、いただいたたくさんの提案を丁寧に検討して、そこから新しい形の計画制度につなげるような議論ができればと思っています。

いただいた提案を拝見しておりますと、重なっているものが非常に多いことに改めて気づくことができます。関連する法律間でそれぞれ類似する内容の計画策定を求めるとか、同一分野で、基本方針と計画で重複する内容があるとか、こうしたものは、地方自治体の現場から見ると、法の所管、国の府省の所管の縦割りが見えてくるということなのだろうと思います。それを現場で効率的・効果的に運用するために、先ほど小早川先生もお示しくださいましたけれども、現行計画の整理をして、費用対効果の観点から総量削減などもしていくことが非常に重要なことであるだろうと思います。以前にもこの会議で、計画体系の逆三角形の構造が大きな問題であるという議論になりました。それを解消するための制度改正が非常に重要で、人口減少に向かっている今だからこそ、自治体、現場がマンパワーを必要なところに割くことができるようにという意味でも、そこを支えるための手助けになると考えていますので、私もしっかり勉強しながら議論をしていきたいと思っています。

どうもありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

伊藤構成員、何か御発言があれば。

(伊藤構成員) ありがとうございます。

既に、議員の先生方、構成員の先生方の御発言にございまして、かなり重なるところですが、今回の提案を拝見していて、地方公共団体の現場でこれから人口減少・超高齢化で資源の利用可能性が厳しく制約されてくる中で、効率的かつ住民の目線に立った行政を行うために、このような計画のある種不合理な部分や非効率な部分について何とかしてほしいという切実な声として、この提案を受け止めた次第です。

先ほど高橋部会長からも御発言がありましたとおり、今、議員立法を含めて、立法のスタイルというか、型が決まってしまっている。自治体に国が決めた政策を確実に実施してもらうために、計画という手段を使ってモニタリングをするということで、しかもその計画策定の細かい手続までかなり決めていて、審議会にかけなければいけないといったことまで要求している状況になっています。

昨年度からも引き続きということですが、今回の提案募集の検討を通じて、こ

の立法の型は、分権の時代あるいは人口減少の時代に、かなり限界に達しつつあるのだということ改めて発信していくことも必要なのではないかと思います。また、これとは異なるような形で国と地方が対等な立場で政策を実施していくためにはどうしたらいいかということ、むしろ、国、中央府省に改めて考えていただく機会にできればと考えております。

(神野座長) ありがとうございます。

大橋構成員、いらっしゃいますか。御発言頂戴できれば。

(大橋部会長代理) 私は、今回、計画にかかる提案をこれだけ出していただいて、骨太の方針にも書いていただいて、かなり問題点がはっきりしてきたように思います。地方自治に関して、今まで自治体に対する関与は確かに地方自治法に書いていただいたのですが、その中で抜け落ちていたものとして、今回、こういう計画による関与が非常に大きくあるのだということが正面に出たわけです。今回の計画策定に関する原則を自治体と国で共有していただいて、先々は地方自治法の中にこのようなものがきちんとして位置付けられていて、立法をもコントロールするような理念として位置付けられることが大事なかなということを思っております。その際に、今回の作業もそうなのですが、全体的に制度設計を行う国に対して、省庁の側で配慮してください、ダブらないようにしてください、負担は少なくしてくださいというような形で、国のほうが努力をして、予定調和として幸福な時代が来るという見通しでやっているのですが、私は多分それだけでは徹底しないという気がしております。現在、地方公共団体の側で既に十分な総合計画と部門計画はお持ちなのですね。そうしますと、そういう自らの計画体系があるところに、国から横やりが入ってきて振り回されているという状況です。計画に関して国と地方の間でダブっている部分があるのだと思います。そうしますと、地方分権を本当に尊重するとすれば、自治体の側が自分たちでやっているこの計画のこの部分で国がおっしゃるところはできますので、これで代替させていただきますという自治体側の代替計画提案権のようなものを構想できないか。外国ではこれを権利として認めている国もあるのでありますが、そのような形で自治体がむしろ自分たちを中心にして国の要請を取り込んでいって説明責任を果たす、自分たちがやっていますというところまでいくことが大事なのかなという気がいたします。そういう観点からしますと、自治体がつくっている総合計画なり自治体のつくっている独自の部門計画でできているもので足りればそれでよしとするような折衝も行ってみたいという気がしております。

2つ目は、まだ通知で計画を義務付けるという実務が相当あるのですが、今日の皆さんのお話のとおり、計画策定は通知レベルで基礎付けられるような事柄ではないので、通知に基づく計画というところについては過敏に反応するような形で対応していきたいと思います。これが2つ目です。

3つ目なのですが、確かにいろいろな計画があるのですが、全体的に日本の計

画システムが縦割りになってしまっていて、計画で大事なことが実現できていない。つまり、対流原則、国の原則が地方に貫徹し、また、地方の要望が国に戻されるという対流を確保することが計画体系として大事ですが、縦割りが強過ぎて、それを調整する計画が日本はまだ弱いと思います。それはこれから伸ばしていかなければいけない部分があるわけです。そうしますと、今はうまくはっていないのだけれども、そういう総合調整の観点から大事な計画については、少し中長期的に大切にしていくという背骨をなす計画のワンピースを形成するようなものは、今うまくいかないからといって取ってしまうということではないという注意を払いながら作業をしていく必要があるかと思いました。

以上、3点、感想でございます。

(神野座長) ありがとうございます。

磯部議員は、御退室されているのですよね。

それでは、皆様方から、一わたり計画策定等に関わる重点事項についての御意見を頂戴いたしました。まだ御発言があれば頂戴したいと思いますのですが、いかがでございましょうか。

部会長、最後にまとめは。

(高橋部会長) 重点事項については、これでよろしいということで。

(神野座長) まだそこまではいいないです。

(高橋部会長) そうですか。分かりました。その上で申し上げます。

計画についての重点事項を含めて御議論いただいて、ありがとうございます。貴重な意見をお出しいただきました。参考にしていきたいと思います。なお、ここで、少し令和4年度の作業を控えて、決意表明を兼ねて若干発言させていただければありがたいと思います。

本年の提案募集は、先ほど先生方からいろいろ皆様方から御指摘いただきましたように、新型コロナウイルス対応で、大変お忙しい中で、昨年の220件を超える291件もの提案をいただいたと。皆様方には、本当に感謝を申し上げます。これから、多分、本日は重点事項テーマでございますデジタルについて、6事項、14件、計画策定に関するものとして、50事項、66件を重点事項として決定いただくことになろうかと思えます。特に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2022、いわゆる骨太の方針でございますが、何回も触れましたように、地方の自主性及び自立性を確保する観点から計画等の内容や手続は各団体の判断を踏まえること等の原則が明記されたと、この辺を踏まえまして、一部を除いて全て計画関係については重点事項ということになるかと思えます。

ただ、計画策定に関する重点事項につきましては、数が非常に多いこともございまして。

(神野座長) 計画策定等の重点事項について了解はまだ取っていないので。

(高橋部会長) ですから、「なろうかと思えます」というお話です。計画事項に関する重点については、数が多いこともございまして、今後、提案募集専門部会としては、決めていただいたことが前提でございますが、どの項目を各府省からヒアリングするかにつきましては、具体的な進め方については部会長である私に御一任いただければと思います。

そういう意味で、提案募集検討専門部会としては、これから正式決定いただきます事項を踏まえまして、本年度も充実した支援に努めまして、地方から提案の最大限の実現に向けて検討を進めてまいりたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

(神野座長) すみません。不手際があったかもしれませんが、重点事項、つまり、計画策定等に関する重点事項については様々な御意見を頂戴いたしましたが、いずれも策定等に関する重点事項そのものについては御異議がなかったということにさせていただいてよろしいでしょうかね。

その上でもって、この計画策定事項については、基本的な様々な問題点の御説明がありましたように、私の認識が正しければ、そもそも、計画が出てくる、国が計画をつくり始めるのは、日本が独立して様々な多元的な利害を調整しなければいけないとき、最初に、1兆円予算とか、量的に決めるのですね。1兆円予算と量で決めて、それを調整しようとするのだけれども、皆さんも御存じのボトルネックが起きて、予算はつけていかないと日本経済が動かなくなるということで、それをどうやってつけるかと言ったときに、計画をつくってくれば、それを最初にして予算をくっつけるという方式を取ったわけですね。昭和30年代の初めに、道路の何か年計画とか、住宅の何か年計画とか、港湾の何かと全部出てくるわけですね。出てきて、それについて付けるのですが、そうなってくると、今度は予算をどうやって絞っていくのかというときに、計画を総合的に調整する必要があるので、上位計画が出てきて、それがいわゆる所得倍増計画になるので、所得倍増計画とうたわれていますが、計画を様々な調整する言わば総合計画みたいなものの走りだったと思うのです。地方自治体に要求されている計画はどれも順序が逆になっているということは、先ほど御説明があったように、地方分権がある程度進んでしまって、関与していく手段が制限されてきて、そこでもって計画という隙間が出てきて、一方で、地方自治体は総合計画を自分で立てている、あるいは、部門計画もありますので、それに対して計画ということで、言わば地方自治体がこれまで一生懸命やってきた自主性や自立性の権限の拡大が後ずさりするようなことになってはいけませんので、この問題は、当たり前のことですが、重点事項に指定して、真剣にそれ自体の論理として取り組んでいく必要があるだろうと思います。

今事務局から提案をいただきました計画策定等に対する重点事項については、原案のとおりにお了解いただいたということにさせていただいた上で、補足することがあればなのですけれども、今、高橋部会長から一任させてほしいという御発言もありましたが、

この会議でもって、計画策定等の重点事項に関しては了解を得たということを踏まえて、御発言を頂戴できればと思います。

(高橋部会長) 先ほど申しましたように、計画事項は全て重点事項になっております。その上で、各項目等の取扱い、どのような形でヒアリングを実施するかは、私に御一任いただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

(神野座長) 私に不手際がありましたが、今、そういうことで、高橋部会長から、一任させてほしいという御提案をいただきましたので、本年の重点事項に関する具体的な検討の進め方については、高橋部会長に御一任するというので、この会議で了承したということでもよろしいですかね。

(首肯する議員あり)

それでは、御一任をいただいたということにさせていただきますので、本年の重点事項に関しましては、高橋部会長の下、また、構成員の方々をはじめとして事務局にも御苦労をおかけしますが、提案募集検討専門部会において具体的な検討を進めていただければと思います。

そういうことで、最後の議事の「その他」について、事務局から御説明を頂戴できればと思いますので、細田参事官、お願いできますか。

(細田参事官) ありがとうございます。

お手元の資料10を御覧いただけますでしょうか。提案募集方式によって改正された制度等の地方公共団体における活用状況調査について簡単にまとめたものでございます。定量的に把握するため、昨年10月から12月にかけて、各地方公共団体に調査票を送付して実施したものでございます。今回の調査項目は御覧の7項目でございまして、2ページ以降にございまして、全国ベースでの活用の実態及び活用していない場合の理由を把握することができたところでございます。この調査結果を制度を所管する府省庁に対して情報提供することによりまして、各府省庁における政策立案の一助として活用していただきたいと思いますと考えているところでございます。

また、資料11でございしますが、こちらは過去の対応方針に伴うフォローアップの状況をまとめさせていただいたものでございます。

私からの説明は、以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

今、事務局から御説明いただきました事柄に関しまして、皆様方から御質問があれば頂戴しておきます。御質問、御意見があれば、頂戴しておきますが、いかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。この会議として承知したということにさせていただきます。

どうぞ。

(市川議員) 資料10の件、全体のことでよろしいのでしょうか。資料10の2ページ、活用状況の調査を見て感じたことなのですから、まずは、回答率が、都道府県は85%

ですけれども、市区町村は全部57%以下となっています。まず、これがなぜこんなに低いかなということ非常に疑問に思いました。

特に項目の3番と4番、子育てに関するところなのですが、今、我々日本の重要課題で、子供をいかに健全に社会の中で育て、少子化を脱却するかという重要な課題に対して、事務を行っている、制度見直しを知っているという市町村の回答率がものすごく低い数字なのですよね。正直、非常にこれにショックを受けました。ひょっとしたらこれからまだ回答が来るのかもしれませんが、この低い原因はちゃんと我々も知る必要があるのではと思いました。

もう一つは、例えば、市長会や町村会が中心になって、この提案募集方式で実現されている制度改革についてしっかりと周知をしていただいているのかどうかということも見ておく必要があるのではないかと感じました。

(神野座長) 広域自治体に対して基礎自治体のほうがあまりにも低過ぎるのではないかとありますが、それについて調査をしていただいたほうからコメントはありますか。

(事務局) 事務局から、お答えします。

回答率が低いのではないかとという全般的な御質問でございます。今回は3回目の調査でございます。過去にも平成30年と令和元年の2回実施しております。令和2年は、コロナ禍もありまして、地方の負担にならないように実施いたしませんでした。昨年は少し落ち着いてきたタイミングを狙って実施したということでございます。ただ、実施するに当たっても地方公共団体にはなるべく負担をかけないようにしようということで、回答の督促は一切しない、都道府県に取りまとめていただくことも今回はやめよう、ということで実施させていただきました。それ以前の調査では回答の督促をかけたこともあったのですが、今回はそれを行わなかったということも、回答率に影響した可能性はあるかと思っております。

(神野座長) 多分、議員が御質問されていることは、もともとこの会議ができたときは、分権改革の制度はある程度できているのに、なぜこれが活用されないのかという問題意識で出発しておりますので、これは自治体の責任よりは我々の責任が大きいのかもかもしれません。

どうぞ。

(三木議員) 今、すごく事務局のほうで気を使っていただいたということで、大変ありがたく思っているのですが、私、長野県の市長会に行きまして、市長会の中でざくばらんに聞いてみます。職員は忙しいものですから、言い訳になってしまうのですが、とにかく今ある事務を先にやってしまうという感じですので、おっしゃるとおり、大事な改革をしてもらったにもかかわらず、それを活かしていないということはないと思うのですが、いずれにしろ実態は調べてみたいと思います。

申し訳ありません。ありがとうございました。

(神野座長) 回答率は低くても、こちらも市町村に調査をして本来の仕事ができないよ

うなことはやめなさいと言っているのですが、回答率が低いこと自身は、問題がないわけではないのですけれども、我々の責任も含めてありますが、取りあえず実効性を上げていくためについて言えばね、原因が分かるようであれば、ここで検討しながら、制度的な活用についてもっとできるような方向も、この会議の重要な提案していかなくてはいけない事柄はありますので、制度改革が行われたとしても、その制度に魂を入れるみたいなことをしていくこともこの重要なテーマですので、その検討をする必要があるのであれば検討する、何か欠陥があればそれはそれで大きな問題だと思っておりますので、もしもあれでしたら、その問題について言があれば承っておいて、今でなくてもいいですけれども、事実上、つまり、前からの制度改革について、それが利用できていないと、始まる前のときもそうですけれども、ここで下からやればもっとよくなるのではないかと、下から改革を提案すればもっと活用してもらえないかということをやっているわけですが、それでも何か桎梏になっている問題点があれば、それ自体を検討することもこの重要なテーマだと思います。それを含めて、後でも構いませんが、今、コメントがあれば、いただきます。

(加藤室長) 活用率の問題で、都道府県はある程度事務が均質化しているところもございますし、事情が似ているところもございますので、今回の場合のこの調査では1項目だったのですが、認識や活用も進むのかもしれませんが。市町村は1,700と幅がありますので、提案を受けてやるものについても、市町村のこういうやり方があるというところで解決になるのかというか、それがどこまで妥当するのかというカバレッジの問題もあろうかと思っております。市町村は、どうしても、都会のところもあれば地方部もある、大きいところもあれば小さいところもあるということで、一つ一つの項目を見ると、実績と申しますか、活用率が下がってしまう面はあろうかと思っております。これは推測のところがございますが。ただ、当然措置したものについては幅広く活用していただきたいという思いもございます。これにつきましては、私どもも様々な周知の取組を行っております。実際にこういう団体でこういうやり方をしてこんな成果を上げているとか、そういったものも様々な媒体をつくって提供しておりますし、また、こちらから出張っていろいろな研修等も行わせていただいております。それが十分なのかどうか、功を奏しているのかという御指摘もあろうかと思っております。こちらは座長のお話にもございましたので、そうした周知の取組なり活用を促す取組をどのくらい展開しているのか、どういうやり方を取っているのかというものを報告させていただきまして、もっとこういうやり方がいいのではないかとか、こういう可能性というか、この部分をもっと重点的に取り組んだらいいとか、そういう御意見を承る機会もつくればと思っております。そういう取組を深化させていきたい、その上で、せっかく御尽力いただきまして入れた措置でございますので、それが広がるようにやっていきたいと思っております。これは完成形はないと思っております。いろいろ御意見を伺いながら改善を図っていきたくと思っております。

(高橋部会長) 担ってきた人間として、発言させていただきます。この資料は初めて拝見したのですが、評価についてはいろいろな見方があり得るのではないかと考えています。例えば、病児保育などは物すごい反対がある中で入れた制度です。よって、実際にこれだけ使われているということ自体は、きちんと評価しなければいけない。いろいろな懸念が示された中で、これだけの自治体に思い切って使っていただいているという見方もあり得るのではないかと考えています。さらに言うと、郵便局の話も既にこれを使って突破口を開いていただいている自治体もあり、これから使うと言っている自治体もあるので、これ自体の成果の評価は少し議論してみたいなと思いました。その上で、活用自体、周知自体は重要なので、それは事務局にぜひお願いしていきたいと考えています。以上、評価をどうするかは議論してみたいと思います。

ありがとうございました。

(神野座長) 勢一議員、どうぞ。

(勢一議員) ありがとうございます。勢一です。

私も今高橋部会長おっしゃったことと同じ意見を持ってまして、この数字、パーセンテージをどう見るかということは、もう少し、提案の利用状況、個別の団体がどういう状況で使っているのかということも含めて見ないといけないとっております。特にこの提案募集方式で地方分権を進めるということにした大きな部分は、これ以上の分権を一律でやっても進まなくて、各団体で必要なところの措置ができるようにということが出発点の一つであったと記憶しています。手挙げ方式を入れたのもそういうところで、そういう点で見ると、実際に使っているところが、多くはないけれどもあるとか、今後活用予定という数字も少なからずありますので、少し丁寧に見て検討することが評価には必要で、それをやっていく中で、事務を行っていて実際にニーズがあるのだけでも制度の見直しを知らないというところに届ける方法を考えることが大事かと思われましたので、ぜひ引き続き御研究をお願いできればと思います。

(神野座長) ほかに御発言はないですか。

どうもありがとうございました。先ほども言いましたように、ここでの重要な任務として、推進室で十二分にそれを認識してもらって、周知する広報活動については全力を挙げてやってもらっているのですよね。そうした御努力をいただいているわけですが、もう一回検討すべき方法等々があるかどうかということをお検討いただいて、活用しないところでも必要がないならそれでいいわけですから、活用方法等について何か桎梏になっている問題点があるのかどうかということで、この分権を推進していく会議として検討すべきことがあるのであれば、調査した結果に基づいて、定量的な分析だけではなくて、定性的な分析を含めて問題点を浮かび上がらせてくれればと思いますので、今後、そうしたことについて御検討いただくということでよろしいですかね。そのようにさせていただくということで、いいでしょうか。

(首肯する議員あり)

それでは、ほかに御意見がなければ、本日の会議についてはこれで打ち切りにさせていただきます。井上内閣府審議官から御挨拶を頂戴できればと思います。

よろしく申し上げます。

(井上内閣府審議官) 本日は、令和4年の提案募集の今後の進め方について活発な御審議をいただき、また重点事項を取りまとめいただき、感謝を申し上げます。

我々内閣府といたしましても、各制度を所管する関係府省や提案団体等との調整を鋭意進めまして、年末の対応方針の決定に向け、最大限努力をしてみたいと考えております。

これから、特に高橋部会長をはじめ、部会の先生方には関係府省からの集中ヒアリングなど時間的にも内容的にも大変御苦労いただくこととなりますけれども、どうか御審議をよろしくお願ひしたいと考えております。

本日は、誠にありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

私、運営に不手際の点がありましたことを、おわび申し上げた上でもって、最後まで生産的に御議論を頂戴したことに深く感謝を申し上げます。

これにて、今回、第49回の有識者会議と134回の専門部会の合同会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)